

2005年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
30.04		医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。)		30.04		医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。)			
<u>3004.10</u>	<u>000</u>	<u>- ペニシリン若しくはその誘導体(ペニシラン酸構造を有するものに限る。)又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの</u>	<u>KG (L.L.)</u>	<u>3004.10</u>	<u>010</u>	<u>- ペニシリン若しくはその誘導体(ペニシラン酸構造を有するものに限る。)又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの</u>	<u>KG (L.L.)</u>		
		(削除)			<u>090</u>	<u>- - ペニシリン又はその誘導体(ペニシラン酸構造を有するものに限る。)を含有するもの</u>	<u>KG (L.L.)</u>		
		(削除)				<u>- - その他のもの</u>	<u>KG (L.L.)</u>		
		(省略)				(省略)			
3004.90		- その他のもの		3004.90		- その他のもの			
		(省略)				(省略)			
		- - その他のもの				- - その他のもの			

2005年 輸入統計品目表改正

	- - - 小売用の形状又は包装したもの (削除) (省略)				<u>022</u>	- - - 小売用の形状又は包装したもの - - - - 胃腸剤 (省略)		<u>KG</u> <u>(L.L)</u>
--	--	--	--	--	------------	---	--	---------------------------

2005年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
34.03 <u>3403.19</u> <u>091</u> <u>099</u>	<p>調製潤滑剤(調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。)及び紡織用纖維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。)</p> <p>- 石油又は歴青油を含有するもの (省略) - - その他のもの (削除)</p> <p>(削除) - - - 石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の50%を超えるもの - - - その他のもの (省略)</p>			34.03 <u>3403.19</u> <u>020</u> <u>091</u> <u>099</u>	<p>調製潤滑剤(調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。)及び紡織用纖維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。)</p> <p>- 石油又は歴青油を含有するもの (省略) - - その他のもの - - - 切削油(石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の50%を超え、温度15度における比重が0.8494を超えるもの) - - - その他のもの - - - - 石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の50%を超えるもの - - - - その他のもの (省略)</p>		

2005年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
37.02		感光性のロール状写真用フィルム(露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光しないものに限る。) (省略)		37.02		感光性のロール状写真用フィルム(露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光しないものに限る。) (省略)			
3702.20	000	- インスタントプリントフィルム (削除) (削除) (省略)	SM	3702.20	010	- インスタントプリントフィルム - - 感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製のもの - - その他のもの (省略)	SM		
					090		SM		

2005年 輸入統計品目表改正

新			旧		
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。) (省略)		38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。) (省略)	
3824.90	- その他のもの (省略)		3824.90	- その他のもの (省略)	
380	- - その他 (省略)	K G		- - その他 (省略)	
380	<u>- - - 5' - リボヌクレオチドカルシウム及び5' - リボヌクレオチド二ナトリウム</u>	K G	390	<u>- - - その他</u>	K G
390	<u>その他</u>				

2005年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
39.17	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手 (プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ)			39.17	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手 (プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ)		
3917.10	- 硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット(ソーセージケーシング) (省略)			3917.10	- 硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット(ソーセージケーシング) (省略)		
<u>020</u>	<u>- その他のもの</u> (削除) (削除) (省略)	<u>KG</u>		<u>091</u>	<u>- その他のもの</u> <u>- - 再生セルロースのもの</u> <u>- - - その他のもの</u> (省略)	<u>KG</u>	<u>KG</u>

2005年 輸入統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
55.11		人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。） - 合成繊維の短纖維のもの（合成繊維の短纖維の重量が全重量の85%以上のものに限る。） （削除） （削除） （省略）		KG	55.11 5511.10 010 090	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。） - 合成繊維の短纖維のもの（合成繊維の短纖維の重量が全重量の85%以上のものに限る。） - - アクリル又はモダクリルのもの - - その他のもの （省略）		KG KG	

2005年 輸入統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
59.02	タイヤコードファブリック(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。) (省略) - ポリエステル製のもの <u>- - プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの(緯糸の伸度が70%以上の糸を使用したものに限る。)</u> <u>- - プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの(緯糸の伸度が70%未満の糸を使用したものに限る。)</u> (省略)		59.02	タイヤコードファブリック(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。) (省略) - ポリエステル製のもの <u>- - プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの</u> (省略)		
5902.20	<u>011</u>	<u>K G</u>	5902.20	<u>010</u>	<u>K G</u>	
	<u>012</u>	<u>K G</u>				

2005年 輸入統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
70.04	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸收層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものとを除く。) (省略)			70.04	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸收層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものとを除く。) (省略)		
7004.90 010	- その他のもの <u>- 厚さが4ミリメートル以下のもの</u> (削除) (削除) (省略)	<u>SM</u>		7004.90 011 019	- その他のもの <u>- 厚さが4ミリメートル以下のもの</u> <u>- - 厚さが2.5ミリメートル以下のもの</u> <u>- - - その他のもの</u> (省略)	<u>SM</u> <u>SM</u>	